

研究報告

家族法・国際家族法に関するシンポジウム 講演録の連載にあたり

酒 井 一

2018年3月16、17日の2日にわたり、ミュンヘン大学、ゲッティンゲン大学を退職された、ミヒャエル・ケスター教授（Prof. Dr. Michael Coester）及びダグマ・ケスター＝バルチェン教授（Prof. Dr. Dagmar Coester-Waltjen）をお招きし、ハーグ子の奪取条約の実務、同性婚の導入及び子の引渡の執行に関する最近のヨーロッパ及びドイツの法状況に関するシンポジウムを開催し、以下の4つのテーマが取り上げられた。

1. Prof. Dr. Michael Coester

„Neuere europäische Erfahrungen mit dem HKU-Widerrechtlichkeit der Kindesverbringung in einem anderen Staat“

2. Prof. Dr. Dagmar Coester-Waltjen

„Die Einführung der gleichgeschlechtlichen Ehe in Europa einschließlich der Probleme im Adoptionsrecht“

（報告に関し、渡邊泰彦・京都産業大学教授から日本の議論状況を踏まえたコメントをいただいた。）

3. Prof. Dr. Michael Coester

„Neuere europäische Erfahrungen mit dem HKU:Der gewoenliche Aufenthalt des Kindes“

4. Prof. Dr. Dagmar Coester-Waltjen

„Die Vollstreckung des Kindesherausgabe in Deutschland unter besonderer Berücksichtigung des besten Interesses des Kindes“

わが国では、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（いわゆるハーグ条約）に関しては、その実施法が定められたものの、すでに改正に

研究報告

ついて議論がされる状況であり、実務上・理論上の重要性が増している。また、近時 LGBT という言葉がマスコミなどでも取り上げられ、世間に定着し、耳目を集めている。同性婚の問題については、戸籍実務などにも影響する喫緊の課題である。わが国だけにとどまらず、世界各国でも同様の問題があり、ドイツでの最新の実務・学説の状況にかかわる両教授のご講演は、わが国の理論・実務にとって大変示唆的であり、刺激的ですらあった。げんに、本シンポジウムには、研究者のみならず、多数の実務家も参加し、活発な質疑が行われた。

両教授から講演原稿を翻訳し、公表することについてご了解をえることができた。また、シンポジウムの参加者から講演原稿の公表に関して強く希望が出された。充実したご講演をいただき、さらに翻訳・公表についてお許しをくださった、両教授にお礼申し上げる次第である。分量等を考慮し、2回に分けて、シンポジウムの翻訳を掲載することとした。

なお、シンポジウム開催は、①基盤研究（A）研究課題「私人の権利行使を通じた法の実現－法目的の複層の実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究代表者：神戸大学大学院法学研究科教授 窪田充見）及び②基盤研究（A）研究課題「多様な権利内容に応じた実効的な国際的権利保護制度の構築」（研究代表者：名古屋大学大学院法学研究科教授 酒井一）による助成を得たものであり、本稿は助成の成果である。ここに助成に対し謝意を記したい。